

# 子育て世帯生活支援特別給付金【国制度】のお知らせ

問合せ 町民福祉課 子育て支援担当 ☎0495-77-2112 FAX0495-77-2117

食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援として子育て世帯生活支援特別給付金を支給しています。

申請期限 令和6年2月29日(木)

## ●ひとり親世帯分（児童1人当たり一律5万円）

- 対象者** 18歳に達する日以後の最初の3月31日(18歳の年度末)までの間にある児童(障害児については20歳未満)を監護しており、以下の要件のいずれかに該当する方
- ①令和5年3月分児童扶養手当受給者(申請不要)
  - ②公的年金等の受給により、令和5年3月分の児童扶養手当を受けていない方(要申請)
- ※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限ります。
- ③食費等の物価高騰を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方(要申請)

## ●ひとり親世帯以外分（児童1人当たり一律5万円）

- 対象者** 次の①または②に該当する方
- ※既にひとり親世帯分を受けている方は対象となりません。
  - ①「令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)」を受給された方(申請不要)
  - ②令和5年3月31日時点で18歳未満の児童(障害児については20歳未満)の養育者であって、令和5年1月以降の収入が急変している、住民税非課税相当の収入となった方(要申請)

# 町内で起業される方を支援します(神川町起業支援補助金)

問合せ 経済観光課 商工観光担当 ☎0495-77-0703 FAX0495-77-3915

町では、産業振興および地域経済の活性化を図るため、町内で新たに起業する方または起業1年未満の方に対して、その起業に要する費用の一部を補助します。

## 申請できる方(次のすべてに該当する方)

- 神川町に居住し住民登録している方
- 町内に事業所等を設置し、または設置予定である方
- 起業にあたり神川町商工会による相談指導を受け、起業支援が必要として商工会が認め推薦する方
- 町税等の滞納がない方 ※その他諸条件あり

## 補助対象経費

- 事業所等改装費
- 備品購入費(消耗品、中古の備品、車両は除く)
- 広報費(広告宣伝費やパンフレット作成・印刷費等)
- 商業登記費

## 補助金額

補助対象経費の1/2以内の額(千円未満は切捨て)で、20万円を限度額とします。



町ホームページ

## その他

- ※申請書類の入手や制度の詳細については町ホームページや経済観光課でご確認ください。
- ※必ず申請する前に、神川町商工会において起業相談指導を受けてください。
- ※必ず改装工事や備品購入等の前に申請してください。着手後の申請は補助対象外となります。
- ※申請額が予算限度額に達した時点で申請は受付終了となります。

# 児童手当・特例給付 現況届等の提出について

問合せ 町民福祉課 子育て支援担当 ☎0495-77-2112 FAX0495-77-2117

## 現況届

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件(児童の監督や保護、生計同一など)を満たしているかどうかを確認するものです。

児童の養育状況が変わっていなければ、下記に該当する方を除き、現況届の提出は「不要」です。(現況届の提出が必要な方)

- 1.配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が神川町と異なる方
- 2.戸籍がない児童(無戸籍児童)を養育する方
- 3.離婚協議中で配偶者と別居されている方
- 4.未成年後見人、施設等の受給者の方
- 5.その他、神川町から提出の案内があった方

※該当する方につきましては、現況届を送付しますので、ご提出をお願いいたします。現況届の提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

## 所得上限限度額

児童手当等は、児童を養育している方の所得により、支給額が異なります。

児童を養育している方の所得が下表の【所得上限限度額】以上の場合、児童手当等は支給されません。  
※これまで手当が支給されていなかった方で、令和5年度の所得が【所得上限限度額】を下回った方につきましては、令和5年6月分以降の手当を受けるために、改めて認定請求書の提出等が必要となりますので、ご注意ください。

所得制限限度額・所得上限限度額				
扶養親族等の数	【①所得制限限度額】		【②所得上限限度額】	
	所得額(万円)	収入額の目安(万円)	所得額(万円)	収入額の目安(万円)
0人	622	833.3	858	1,071
1人	660	875.6	896	1,124
2人	698	917.8	934	1,162
3人	736	960	972	1,200
4人	774	1,002	1,010	1,238
5人	812	1,040	1,048	1,276

支給額			
児童の年齢	所得制限限度額未満(児童手当)	所得制限限度額以上所得上限限度額未満	所得上限限度額以上
3歳未満(一律)	15,000円	5,000円(特例給付)	0円(資格消滅)
3歳以上小学校修了前(第1・2子)	10,000円		
3歳以上小学校修了前(第3子以降)	15,000円		
中学生(一律)	10,000円		